



市章

大津市公報

令和5年10月11日
号外(第54号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 条 例

- 48 大津市議会会議条例の一部を改正する条例…………… 1
- 49 大津市議会意思決定条例の一部を改正する条例…………… 1

条 例

大津市議会会議条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年10月11日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第48号

大津市議会会議条例の一部を改正する条例

大津市議会会議条例(平成26年条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(議会の委任による専決処分) 第6条の5 一略一 (1) 一略一 (2) 1件100,000円以下の市の現金又は物品の亡失又は毀損があった場合において、 <u>法第243条の2の2第8項</u> の規定による市職員の損害賠償責任の免除に関する事。 (3)~(9) 一略一	(議会の委任による専決処分) 第6条の5 一略一 (1) 一略一 (2) 1件100,000円以下の市の現金又は物品の亡失又は毀損があった場合において、 <u>法第243条の2の8第8項</u> の規定による市職員の損害賠償責任の免除に関する事。 (3)~(9) 一略一 <u>10) その経費の財源が国庫支出金である予防接種法(昭和23年法律第68号)第15条第1項の規定による健康被害の救済措置としての給付に係る補正予算に関する事。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の5第2号の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

大津市議会意思決定条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年10月11日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第49号

大津市議会意思決定条例の一部を改正する条例

大津市議会意思決定条例(平成29年条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表地方自治法(昭和22年法律第67号)の部18の項中「第243条の2の2第12項」を「第243条の2の8第12項」に改め、同部19の項中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改め、別表第1項の表地方自治法施行規程(昭和22年政令第19号)の部1の項中「第17条第3項」を「第16条第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1項の表地方自治法施行規程(昭和22年政令第19号)の部1の項の改正規定は、公布の日から施行する。